

以上のような立法にみられるように、社会保障制度の具体的な制度化の動きはみられてきたが、1960年代半ばにおいては、依然として人口の大多数は社会保障福祉制度の分野から排除され続けていた。例えば、失業や労働時間内に発生した不慮の事故に関する社会保障は、保障システムの末端に置かれていたに過ぎない。また、年金の金銭給付額も低水準にあった。こうした点に関する改革の必要が広く唱えられるようになり、真の社会保障システムの確立が急務とされるようになった。

4 - (2) - (3) 1970年代における新政権への移行

・ 1974年－5月15日付統令 (Decreto-Lei) 第203/74号

第1次暫定政府の綱領は、軍隊行動プログラム (Programa do Movimento das Forças Armadas) の原則に従う形で社会政策に関する総合的な施策の基準を提言した。

総合的な提言範囲は以下を表した。

「社会福祉・支援システムを漸進的に社会保障統合システムによって代替する」

・ 1976年－ポルトガル共和国憲法の制定

1970年代半ばより、社会保障に関する理念の確立と制度的な細密化が行われ始めた。1976年にはポルトガル共和国憲法が制定され、社会保障関連については、1989年改訂で導入された新たな起草、第63条が以下を規定している。

社会保障

1. 「全ての国民は社会保障を受ける権利がある」

1. 国家は、統一及び分節化した社会保障システムを組織化し、調整し、支援する義務を負い、これは組合組織、他の労働者代表組織団体及びその他の受給者代表団体の参加による。
2. 社会保障目的、即ち、同条項b) 節の第67条の第2項、第69条、及びd) 節の第70条第1項、第71条、第72条に記載され法律に定められ、国家の監督下にある同目的の遂行を意図する非営利民間社会連帯機関の制定の権利を承認する。
3. 社会保障システムは病気、老齢、障害、配偶者との死別、孤児、失業等、生存手段あるいは労働能力の欠如または不十分な状態にある市民を保護する。
4. 全ての労働時間は、法律の規定に基づき、給付を受ける活動領域に関わらず、老齢及び障害年金に考慮される。

・ 1977年－12月31日付統令第549/77号

1977年以降、新たな組織機構の社会保障分野の設置を意図して漸進的な具体化が図られた。この法令は後に7月27日付法律第55/78号により若干の変更を受けて承認され、社会保障の組織的な新たな仕組みを規定した。これは統合と分権化及び参加の原則に基づくものである。

同法の規定において、その組織機構は中央及び地域の両水準における機関及び業務を含むものとされた。

地域組織機構は「社会保障地域センター」(Centros Regionais de Segurança Social) 設立による。これは法人格を与えられ、行政及び財政の独立の権限を享受し、それらは当該地理的範囲即ち、当該管轄区 (distrito) に応じた当部門の機構、業務、制度を統合するものとされた。

参加機構は中央水準のコンセーリョ (自治体単位 - Conselho da Segurança Social) と地域水準の

コンセーリョ（地方単位－Conselho Regionais de Segurança Social）を設定した。

4 - (2) - (4) 1980 年代

・ 1983 年－3 月 21 日付統令第 136/83 号

これにより、社会保障地域センター機構に関する法律が承認された。この法令によると、社会保障地域センターは、「地域水準において、社会保障給付、及び法律並びに規則に定められた社会行動の様態の継続を保障する目的をもつ社会保障制度」として定義された。

・ 1984 年－8 月 14 日付法律第 28/84 号

これは、社会保障の枠組みについての法律である。

現行の法律は、憲法で規定された社会保障システム、及び社会保障制度により遂行された社会行動、同制度の非営利の類似目的をもつ民間の指導監督権の基盤を提示した（第 1 条）。こうした立法により、社会保障システムの目的は以下のように規定された。

* 労働能力の欠如または不足、不測の失業、及び死亡などの状態にある労働者及びその家族を社会的に保障し、家族の報酬を保障すること。

* 生存手段の欠如または不足の状態にある個人を社会的に保障すること（第 2 条）。

さらに、以下が規定され、明示されるようになった。

社会保障システムはその目的の実現を目指し、社会保障の諸規定（regimes）及び制度（instituições）を包含し、制度による諸規定の管理、及び権利保障の補完並びに補充に向けられた社会行動の行使にあたる（第 4 条）。

社会保障システムの運営においては、以下の原則の統合による。

普遍性－システムの対個人適用分野の漸進的拡大

統一性－システムにより包含された諸規定の連携

平等性－あらゆる差別的慣行の排除

効率性－金銭及び現物供与の機会

地方分権化－より広い国民層のアプローチのため、諸制度に対する自治的権限を承認する

司法上の権利－関係者に対し、給付権利の評価を行うために裁判を受ける司法上の権利を与える

社会的連帯－システムの目的実現のため、すべての団体に連帯及び責任を求め、財政運営において国家に責任を課す

参加－関係者に対し、システムの定義、計画、管理、同じくその運営における連携及び実行における責任を課す

行政であれ、社会保障機関に課された法的義務の履行であれ、国家的保障を含む。

財源に関し、受給者及び雇用者団体の負担並びに国家の財政分担を求める。

社会保障の国際的合意により、外国のシステムとも連携する。

4 - (2) - (5) 1990 年代

国内社会保障制度地域センター設立

1986 年の EC 加盟後のポルトガルは、90 年代に入って社会基盤の整備、教育の立ち遅れの是正、産業の保護育成、国営企業の民営化などを EC 共同体からの援助資金の導入により積極的に促進

した。ここにおいて、その一環として、国内の地域新興及び社会政策の国内普遍化を目指した社会保障制度地域センターの設置が本法令によって定められた。

・1993年—7月23日付統令第260/93号

この法令は、社会保障システムの地方分権業務の再構築の遂行を目的としたもので、国家の社会経済的現実の進展に最も適した新しい機構形態を受け入れようとしたものである。

前記法令に基づき創設された社会保障地域センターは、前述システムの行政手段に統合された制度を構成し、行政及び財政上の自治権を付与された公的機関としての性格を有する。

地域センターの本部及び地理的範囲は次の通りである。

・Norte 社会保障地域センター — 本部 Porto、

Distrito — Braga, Bragança, Porto, Viana do Castelo, Vila Real

・Centro 社会保障地域センター — 本部 Coimbra、

Distrito — Aveiro, Castelo Branco, Coimbra, Guarda, Leiria, Viseu

・Lisboa・Vale do Tejo 社会保障地域センター — 本部 Lisboa

Distrito — Lisboa, Setubal, Santarém

・Alentejo 社会保障地域センター — 本部 Évora

Distrito — Beja, Évora, Portalegre

・Algarve 社会保障地域センター — 本部 Faro

Distrito — Faro

1996年最低賃金保証制度打ち出し

・1996年—6月29日付法律第19-A/96号

受給者非負担給付規定及び社会参入プログラムとしての最低賃金保証の創設。

・1997年—5月30日付統令第133-B/97号

社会保障一般規定及び公職分野社会保障規定における家族手当支給に関する法的規定を変更する。この新たな規定の導入による明確な区別化は、最も多数を占める貧困家族に対して二重の給付の便宜を与えるものであり、更に、第3子以降に対し家族手当の価額の50%を増額するものである。

・5月30日付統令第133-C/97号

受給者非負担規定の家族給付の法的規定と、社会保障一般規定の同種給付において導入された変更事項とを調和する。

・1998年—5月4日付統令第115/98号

労働省 (Ministério do Trabalho e da Solidariedade) の新機構法律の認可。社会参入及び社会保障分野に二つの新たな機構、即ち、Instituto de Informática e Estatística da Solidariedade と、Instituto para o Desenvolvimento Social を創設し、また Instituto de Gestão Financeira da Segurança Social の権限を強化する。

・9月22日付省令800/98号

15年を超える納税者である年金者に対し、1998年10月1日(第1期)及び1999年6月1日(第2期)以降 実効の特例措置。納税業種の機能に応じて規定された増額は、当10月の5~32%の価額に必ず。

4 - (3) 政策の方針

歴史的にみて、サラザールのコーポラティズムは、社会福祉制度の行き渡った複数政党制の国に発達した組合主義とは異なり、国家が社会を監督・指揮する制度としてのみ機能したものであり、この体制を支えた層は、農村に大土地を所有する農村的伝統的価値を擁護する支配層であった。ここにおける国民のメンタリティは、「神・祖国・家族」という標語にみられる農村的、伝統的階層のカトリック的社會思想である。この体制期が 1920 年代後半より 1970 年代前半まで半世紀の長きに渡ったことにより、その社会的・文化的遺産の残存は根強い。

政治的には、1974 年の社会主義革命によって独裁体制の終焉をみてから、国家は民主化を進展させ、1986 年に EU 加盟を果たして以来、EU 主要国を目標とした急速な社会経済開発に取り組んばかりである。最近の基本的な政策の方向は、伝統的な社会主義路線から市場経済を容認する形に変更をみせた。

1995 年首相となった社会党のグテーレス政権は、2000 年 9 月に内閣改造を発表し、政治制度改革（選挙制度改革等）、社会保障改革（年金制度改革等）、医療制度改革（国会医療サービスの合理化等）、司法制度改革（司法の迅速化等）、税制改革（税制の近代化等）、の取り組みを唱えた。しかしながら、EU 補助金受取国としてのポルトガルは、外交、全般的な経済政策に関し、EU に対する対応が基調となっており、ユーロ導入や国有企業民営化などによる産業政策、及び地域開発政策なども EU の支援が基礎となっている。そうしたなかで社会政策部門の開発が着手された段階にある。

社会政策の骨子は、社会的保障制度の充実、平等社会作りの推奨、女性の労働市場への参入及び高学歴化の推進である。家族政策として、家族支援のためのインフラづくり・1 人親家族に対する差別の廃止・障害児童教育への協力・移民家族の統合・最低賃金保障・低額所得者への優遇課税措置・家族生活と就労時間の両立化などを重点目標とし、第 13 次政府から第 14 次政府へ政策の一層の具体化が引き継がれた。この方向は、2002 年 3 月に首相に選出された社会民主党党首ジョゼ・マヌエル・ドゥラン・バローゾ政権下の第 15 次政府にその効果が待たれる。

4 - (3) - (1) 第 13 次政府の社会政策の骨子

1. 社会的連帯性の基盤強化

政府の行動計画としては新たな社会的連帯の価値の創造を一義とし社会一般に提唱し、その実現のための諸制度の組織化と積極的な政府の政策遂行を具体的な目標に掲げている。そこでは特に、社会的保障制度の充実、平等社会作りの推奨、女性の労働市場への参入の推進、女性の高学歴化の推進を唱えている。

2. 家族支援と男女平等化支援

ポルトガル社会の価値の創造において、家族を最も重要なところに位置づける。しかしながら特に大都市圏においては、家族の生活条件の困難が指摘されるところである。

(問題点)

- ・住宅・居住空間の狭さ
- ・快適な住宅環境と地理的な移動性のアンバランス
- ・女性の専門職志向の高まり
- ・家、両親の職場、子どもの学校の間には距離があり、時間がかかる。そのために家族としての社会的機能が果たせない。
- ・家庭における女性の過剰労働の負担と不平等性
- ・核家族及び一人親家族の増加
- ・人口の高齢化、失業、労働市場参入時期の遅れ、住宅の不足、低賃金

- ・家族の問題、男女の権利と機会の平等性及び法制度の未整備の問題

以上のような状況にある家族成員、男女、地域社会、諸制度及び公共サービスに対し、新しい解決策が求められる。政府としては以下の解決策を主張している。

(家族政策に関する 政府の方針)

- ・家族の連帯
- ・公私制度の協同
- ・家族支援のためにインフラづくり
- ・1人親家族に対する差別の廃止
- ・障害児童教育への協力
- ・移民家族の統合
- ・最低賃金保証
- ・家族への社会保障費の割当基準の見直し
- ・低額所得者への優遇課税措置
- ・家族生活と就労時間の両立化

3.社会参入政策

貧困層や社会的被差別者の社会からの周縁化は、社会組織の様態と関連した根本的政治課題として認識する必要がある。ポルトガルは、EU域内において、最低限の生存条件を保証するだけの生活手段に関する市民の権利を保障していない少数の国家に当たる。したがって、高齢者、支援を要する個人、被差別家族、障害者、移民、民族的マイノリティー、危機にさらされている子どもなどに対する社会参入を促進する。

4.社会保障制度改革

ポルトガルの社会保障システムは、EU諸国と比較した場合、国家による保障・保護の拡大の進展はみられない。1974年以降、社会保障は、その原理を被雇用者人口向けの社会保障に大部分が慣習的におかれていた。社会保障システムの発展と機能は、人口の高齢化、経済の長期的停滞、システム遂行に関する慣習的な不実行によるだけでなく、適応の実態への配慮や関係者の共同責任に関する訴えなどのない歴代政府の総論で終始していた。その上で、社会保障の公的システムと補足システムとの適切な連携なしで運営されていた経緯がある。

5.具体的措置

社会的排除に対する対策及び市民の権利の擁護のための必要性は社会的連帯性及び社会保障の分野における伝統的な行動に関して新しい解決策を要する。政府は各省庁の連携を通してこの分野の統合を図り、優先的な政策実行課題とする。そのためには行政及び様々な機関の明確な意思に基づく役割分担が必要とされ、目的の明確化の具体化のためには以下の措置が実施されることとする。

- ・最低賃金保証
- ・最低賃金保障受益者に対する社会参入プログラム(Programas de Inserção Social)の組織化
- ・社会的排斥の要因の解消のための公的制度、家族関連の協会及び他の社会諸制度の間での共同の推進
- ・移民家族の統合の支援
- ・家庭内における親族以外の同居者の扶養のための家族支援スキムを発展させること

- ・ 公的サービス、民間諸制度関連諸制度の連結による、居住に関する国家的支援網の創設
- ・ 「高齢者カード(cartão do idoso)」制度
- ・ IPSS (Instituições Particulares de Solidariedade Social) に連結した社会的サービス及び社会設備の国内普及
- ・ 危機的状況にある子どもの保護措置
- ・ 障害者の統合対策に向け、政策及び機関の調整、並びに中央・地方・地域レベルでの調整手段に関する主導性の促進
- ・ インフレ率等国内経済状態の向上に応じた年金受益者に対する給付調整
- ・ 社会保障における家族手当の割当に関する一般性及び特殊性の原理に基づく負担割当及び金額基準の改定
- ・ 失業及び家族の実態に適応した失業手当及び失業の社会的保障に関する条件の改訂
- ・ 強制社会保険費負担を考慮した労働報酬に対する上限の上乗せを導入し、公的システムによる年金受給者間の不均衡を是正する社会保障システムの他の構成部分の開発を図る。
- ・ 社会保障白書作成

4 - (3) - (2) 第 14 次政府の社会政策の主眼

第 14 次政府は 13 次政府の政策を基本的に受け継いだが、特に重点的に具体化を意図した施策は以下の点である。

- ① 社会的格差是正及び社会的発展の促進：最低所得保障と関連施策との調整による貧困の撲滅及び所得不均衡の是正
- ② 住宅取得の保証：居住地域のインフラ整備と土地及び住宅価格コントロール
- ③ 家族支援、家族生活と仕事との両立を奨励
- ④ 男女間機会均等の推進
- ⑤ 高齢者の役割についての新たなビジョン、保護すべき高齢者の支援
- ⑥ 危険にさらされている子どもや若者の保護の推進
- ⑦ 障害のある市民の機会均等を構築
- ⑧ 移民とマイノリティの同化政策

上記の内③においては、託児所へ通う子ども数の倍増及び父親、母親の時間外労働に対する代替支援策にみられるような父権・母権の保護に対する権利保障を意図したが、ポルトガルの抱える諸問題を統合的に把握している段階にあり、諸施策の有機的な関連付けとインフラ整備をその前提として着手している現状である。

家族支援と男女間平等化支援政策等に関しても、具体的に制度化は進められているが、女性が育児休暇を得ても、職場復帰の際は企業側が若年層の労働者の雇用を優先するため実際の職場復帰が困難となる例も多く、雇用慣行や女性労働に関する考え方等、社会・文化的な課題に対して前述の政策方針が十分に対応するにはまだ時間を要する。

5. 家族政策に関する現行諸制度

現行の家族手当制度は、1984 年 4 月 5 日付法律 4/84 号及び 1988 年 4 月 29 日付統令 154/88 号を基本として数次の改正がなされたものである。

- (法律 4/84 号の改訂) 1995 年 6 月 9 日付法律 17/95 号
 1997 年 9 月 13 日付法律 102/97 号
 1998 年 4 月 28 日付法律 18/98 号
 1999 年 8 月 31 日付法律 142/99 号
 2000 年 5 月 4 日付法律 70/99 号

(統令 154/88 の改訂) 1995 年 12 月 23 日付統令 333/95 号
1998 年 11 月 9 日付統令 347/98 号
2000 年 5 月 9 日付統令 77/2000 号

家族手当制度は、基本的には(1)児童・青少年のための家族給付金、(2)特別教育を受けるための給付金、(3)最低生活保障のための給付金、(4)第 3 子のための育児給付金、(5)死亡時の給付金の支援においてなされる。この (1) については、1996 年の最低賃金保障制度の創設以降、1997 年の統令に基づく家族手当支給に関する法的規定の新たな導入により、給付有資格の家族の年間純所得に基づき、最低賃金に基づき決定された 3 階級の所得階層別に支給額が設定された。これは国内に多数を占める貧困家族に対して家族手当給付の便宜を与えるものであり、さらに、2002 年 1 月の制度改訂によれば、当初 3 階級であった所得階層を 4 階級に細分し、第 1 級、第 2 級の低額所得者層への給付金を増額し、且つ子どもの年齢に応じ (1 歳以下か 1 歳超か) 第 3 子以降の場合に給付金が増額されている。

出産に関わる母親及び父親の保護に関する現行制度は、1984 年付法律 4/84 号が基本となり、その後 1999 年に改訂された法律 142/99 号に基づいて、ようやく授乳期の女性労働者に対する労働免除・出産前の検診及び出産準備経過のための労働免除・フレックスタイムの要請の権利・養子縁組による労働時間の免除・扶養者親族の休暇及び子どもまたは養子を支援するための特別休暇・母親への手当・父親への手当・出産に関わる両親の休暇手当などの細目と運用上の諸規定が一步踏み込まれた。

5 - (1) 家族手当に関する諸制度

・家族手当支給は以下の支援においてなされる。

- a) 児童・青少年のための家族給付金
- b) 特別教育を受けるための給付金
- c) 最低生活保障のための給付金
- d) 第 3 子のための育児給付金
- e) 死亡時の給付金

・児童・青少年のための給付金は、不足の場合特別配当も要請可能である。

受給権利の一般条件

- ・受給者の条件
 - －要請日または許可決定証明日より 2 ヶ月遡る、受益者名による 12 ヶ月間の給与台帳の存在
- ・この条件は、常勤或いは 3 分の 2 以上の就業不可能な年金有資格者を含む年金受益者には要求されない (7 月 2 日付統令 248/99 号第 79 条第 1 項)
- ・家族における条件
 - －受益者の責務遂行
 - －強制社会保障制度に含まれる職業活動を行わない

受益者の責務は受益者と寝食を共にして生活する次の家族に関して考慮される

- －未婚の子孫
- －子孫と既婚家族員の所得が社会年金（Pensão Social）の額面の2倍未満
- －子孫と配偶者と死別したまたは離婚或いは別居している家族員の所得が社会年金の額面未満

受益権利の特別条件

(a) 児童・青少年のための家族給付金

この補助金は1997年以降発効し、家族手当、障害児童・青少年追加手当、出生補助及び乳児養育補助を代替したものである

(a-1) 以下の場合に権利が与えられる

- －16歳未満の子孫に対して
- －16歳以降の子孫で、以下の水準の教育施設に就学登録済みで、奨学金、職業養成補助金や研修手当金が支給されていない段階（最低賃金の3分の2未満である場合受給権利が認められる）。
 - ・16歳から18歳－初等教育（または同等のコース、または継続の水準、または当該資格取得の要件を満たすコースの通学）
 - ・18歳から21歳－中等教育（または同等のコース、または継続の水準、または当該資格取得の要件を満たすコースの通学）
 - ・21歳から24歳－高等教育（または同等のコース、または継続の水準、または当該資格取得の要件を満たすコースの通学）

受益者非負担規定適用

- ・最低賃金の40%以下の純月額所得で、当該家族の所得がその給与の1.5倍を超えない、または、家族1人当たりの所得が最低賃金の30%を超えない場合

上記期限：通常通りの進級に支障をきたす病気または事故の場合、医師の申請に基づき、3年までの延長ができる

(a-2) 児童・青少年のための家族給付金の支給額の推移（2000年～2002年）

給付有資格の家族の年間純所得に基づき、最低賃金（SMN）に基づき決定された3級の所得階層別に設定される

(2000年2月現在)

単位\$ (エスクド)

年間総所得	子どもが1歳以下		子どもが1歳超	
	第1子、第2子への給付金	第3子以降への給付金	第1子、第2子への給付金	第3子以降への給付金
第1級 最低賃金の1.5倍以下	15,600\$	23,410\$	4,680\$	7,030\$
第2級 最低賃金の1.5倍超～8倍以下	11,950\$	16,070\$	3,210\$	4,350\$
第3級 最低賃金の8倍超	7,640\$	9,940\$	2,920\$	3,790\$

出典) Informação da Responsabilidade de : Direção-Geral Regimes da Segurança Social
2000年2月23日段階

16歳以降、この補助金の権利の維持は、各教育年毎に10月31日付発行の「教育年間証明」に基づいてなされる

(2002年1月より発効へ改訂)

上記の支給手当の対象は、年間総所得の階級を3階級から4階級に細区分され、金額も上昇した。

(2002年1月現在)

単位\$ (エスクド)

年間総所得	子どもが1歳以下		子どもが1歳超		増加率 %
	第1子、第2子への給付金	第3子以降への給付金	第1子、第2子への給付金	第3子以降への給付金	
第1級 最低賃金の1.5倍以下	17,500\$	26,270\$	5,260\$	7,890\$	5.9
第2級 最低賃金の1.5倍超～4倍以下	15,280\$	22,160\$	4,100\$	6,010\$	5.0
第3級 最低賃金の4倍超～8倍以下	13,070\$	17,570\$	3,510\$	4,760\$	4.1
第4級 最低賃金の8倍超	8,090\$	10,530\$	3,090\$	4,020\$	2.9

出典) Emprego 紙、2001年10月5日

(a-3) 不足の場合の特別補助金

児童・青少年のための家族給付金は、以下の子孫の場合追加される

- 障害がある
 - 24 歳未満
- 及び
- 以下の状況下にある
 - ・ リハビリのための特殊施設に通院もしくは入院している、或いは通院もしくは入院を要する状況にある場合
 - ・ 教育者及び或いは、特殊セラピストによる個人的支援を必要としている場合

(a-4) 不足の場合の特別補助金の支給額

以下の年齢による段階に応じて付与される

14 歳まで	8,880\$
14 歳から 18 歳まで	12,930\$
18 歳から 24 歳まで	17,310\$

(b) 特別教育施設通学に対する給付金

以下の場合の子孫に関し、付与される

- 障害がある
 - 24 歳未満
- 及び
- 以下の状況下にある場合
 - ・ 文部省の認可を得た、月々の教育費の支払いを要する、営利もしくは非営利目的の民間特殊教育施設に通学している
 - ・ 特殊団体による個人的教育費の支援がある
 - ・ 特別教育を受けた後、普通教育のための民間施設に通学する必要がある
 - ・ 障害を克服し、より早い社会参加の手段として保育所または普通幼稚園に通う

(b-1) 特別教育施設通学に対する給付金の支給額

月額給与及び家族全体の所得に基づいて定められる

(c) 生活保護給付金 (Subsídio Mensal Vitalício)

以下の状況下にある子孫に関し、給付される

- 24 歳以上
- 身体的、肉体的、感覚的、精神的障害があり、職業活動の従事を通して生計を立てることが不可能である場合

(c-1) 生活保護給付金の支給額
25,000\$

(d) 第3子の育児を援助するための給付金

以下の状況下にある子孫に関し、給付される

- 児童・青少年のための家族給付金受益有資格で、障害による特別補助金或いは生活保護給付金の受益者
- 基本的必要を保障するため第3子支援を要する

この補助金は、以下の場合には適応されない。即ち、国家による、或いは公的または私的権利或いは公的実用性を有する団体によって資金運営されている、非営利目的の公的及び私的な保健或いは社会支援の施設において、永続的な支援がなされている場合

(d-1) 第3子の育児を援助するための給付金の支給額
12,500\$

(e) 死亡時の葬祭給付金

社会保障制度には含まれずこの種の手当を保障するため、以下の家族の死亡により、受益者に給付金が支給される。

- 配偶者
- 子孫（胎児や死産児を含む）
- 生活保護給付金受益有資格者子孫
- 先祖

既に受益者が死亡の際は給付金は遺族の葬儀費用に充てられた証明のできる者に支払われる

(e-1) 死亡時の葬祭給付金の支給額
32,730\$

請求

家族給付金は以下のように請求

- 受益資格決定日の翌月から数えて6ヶ月以内
- 受益者を含む社会保障制度（Instituição de Segurança Social）に基づく
- 指定の給付証明書を伴う特定の書式様式

承認

罰金の摘要がなされる違反

給付資格または当該金額の調整に基づく虚偽の所得申告
50～500 コントス(1,000 エスクード)の罰金

—他の虚偽の申告及び記載漏れ

20～50 コントス(1,000 エスクード)の罰金

法律に関して

—1981年4月7日付法令 (Decreto Regulamentar) 第14/81号 (特別教育法令)

—1997年5月30日付法令第133-B/97号、1999年8月25日付統令第341/99号により改訂

—1997年5月30日付法令第24-A/97号、1999年8月17日付法令15/99号により改訂

5 - (2) 家族関係に影響を及ぼす立法の特徴と変遷

5 - (2) - (1) ポルトガルにおける女性の地位

夫と妻の地位に関しては、歴史的に男性を優位とした男女観がサラザールの独裁体制下で踏襲された。こうした過程を持つポルトガルにおいて女性の社会参加を積極的に推奨する傾向は、1974年の革命以降、フランス、イギリスなどヨーロッパ主要国との政治経済的な接触を志向するようになった最近の傾向であり、対外的影響によって幾つかの段階を経てきていると考えられる。

(女性の権利に関わる立法の変遷)

- ・ 1933年 新憲法は法の前での市民の平等を制定したが、女性に関してはその出自と家族の財産の差異に基づき例外とされた (第5条)。
- ・ 1963年 1962年9月19日付統令第44,579号の発効に伴って売春行為が法律で違法とされ、1963年1月より売春婦及び売春仲介者は入監されることになった。
- ・ 1967年 新民法の発効。これは夫を家長とし、婚姻生活及び子どもに関するすべての意志決定権を夫が持つと定めた。
- ・ 1968年 12月26日付法律第2,137号により、婚姻の身分の如何に関わらず、男女の政治的権利の平等が認められた。但し、地方参政権に関しては不平等が存続した。
- ・ 1969年 11月24日付統令第49,000-2号第116条により、「平等な労働に対する平等な給与」の原則がポルトガルの法令に導入された。
同年10月25日付統令第49,317号により、既婚女性が夫の許可なく国境を越えることができることとされた。
- ・ 1970年 経済社会生活における女性参加のための調査グループ (**Grupo de Trabalho para a Participação da Mulher na Vida Económica e Social**) が創設され、このグループの公的及び私的権利差別に関する調査により、家族の権利及び女性労働に関する法制度の変更が提案された。
- ・ 1971年 憲法第5条で定められた「女性はその出自と家族の財産の差異に基づき例外」の表現から「家族の財産」が削除された。
同年9月27日付統令第409/71号は、工業部門における女性の夜間労働を禁じた。
- ・ 1973年 上記グループの活動の継続により「女性のための社会的役割に関する委員会 (**Comissão para a Política Social relativa à Mulher**)」の創設。
同年3月13日付省令第186/73号は、労働条件に関し、危険を伴う可能性がある活動に関する女性の雇用を禁じた。
- ・ 1974年 4月25日革命。独裁制の終焉と民主政治の始まり。
同年法律によって禁じられていた3つの活動分野が女性に開放された。即ち行政、(6月12日付統令第251/74号)、外交 (7月6日付統令第308/74号) 及び、司法

(9月27日付統令第492/74号)の分野におけるすべての職責が開放された。
同年9月15日付統令第621-A/74号により、すべての参政権に関する男女差別が廃止された。

同年初めて女性が大臣職 (**Ministra dos Assuntos Sociais**) に就いた。

- ・ 1975年 初めて、自由且つ民主的国会議員選挙が行われた。
同年政教条約 (**Concordata**) 第24条の変更によりカトリック教会婚姻者に対する離婚が認められた(4月4日付統令第187/75号)。
同年国際婦人年。於メキシコ市国連主催国際女性年会議にポルトガルが公式に参加。
同年1973年創設の「女性のための社会的役割に関する委員会」が「女性に関する委員会」 (**Comissão da Condição Feminina**) と名称を変更して新たに設立された。
- ・ 1976年 4月25日付新憲法の発効に伴い、すべての分野における男女平等が定められた。
夫が妻の通信物を開封する権利が廃止された (6月16日付統令第474/76号)。
同年90日の産休許可が認められた (2月7日付統令第112/76号)。
- ・ 1977年 「女性の地位に関する委員会」 (**Comissão da Condição Feminina**) が首相直属機関として制度化された (11月17日付統令第485/77号)。
- ・ 1978年 民法の改訂 (11月25日付統令第496/77号) に伴い、妻が平等の地位を獲得し、家長としての夫の存在がなくなった。即ち夫婦は婚姻に関して平等の意志決定権が与えられ、また互いの同意なしに職業の従事または活動の自由が与えられた。
- ・ 1979年 9月20日付統令第392/79号は労働及び雇用における男女の平等を制定した。
同年労働省所管の「労働及び雇用における平等のための委員会」 (**Comissão para a Igualdade no Trabalho e no Emprego**) が、同統令適応の促進を目的として設立された。
同年女性の首相が初めて任命された。
- ・ 1980年 初の女性知事 (エボラにて) 誕生。
同年7月26日付法律第23/85号により、「女性年間のための第2回国連会議」における「女性に関するすべての差別規定の削除に関する会議」 (**Convenção sobre a Eliminação de Todas as Formas de Discriminação contra as Mulheres**) を批准。
- ・ 1981年 新国籍法 (10月3日付法律第37/81号で、後に1994年8月19日付法律第25/94号によって変更) が発布され、両性の個人及び嫡出・非嫡出子両者に関する平等が定められた。父親及び母親は子どもの国籍に関しては同等の方法で影響力をもつ。
- ・ 1982年 「中絶及び避妊の権利」に関する国民キャンペーン (**Campanha Nacional pelo Direito ao Aborto e à Contracepção**) をはじめ、様々な議論が繰り広げられた。
- ・ 1983年 9月23日付統令第400/82号に基づく民法の発効 (後に、5月11日付法律第6/84号、3月26日付統令101-A/88号、3月15日付統令第48/95号、6月14日付修正宣言第73-A/95号による修正及び7月30日付法律第90/97号によって改訂) に伴い、以下に関する罰則の重要な変更及び改良が導入された。
 - ・ 夫婦間または未成年者或いは部下に対する虐待。(第153条)
 - ・ 未成年者に関する盗み **Subtração** (第196条)
 - ・ 家族に対する物資援助の不履行 (第197条)
 - ・ 非嫡出子に対する物資援助の不履行 (第198条)
 - ・ 危機的状況にある配偶者または子どもの放置 (第199条)

- ・売春には罰則が適応されないが、それを誘発するまたは便宜を与えるもの、あるいは売春による非道徳的な利益を搾取するものは罰せられる（第 215 条）。
 - ・売春の国際間取引に関与するものも罰せられる（第 214 条）。
- ・ 1984 年 共和国議会により新しい 3 つの法律が発効。即ち、性教育及び家族計画（3 月 24 日付法律第 3/84 号）、父親（paternidade）及び母親(maternidade)の保護（4 月 5 日付法律第 4/84 号で、後に 6 月 9 日付法律第 17/95 号、9 月 13 日付法律第 102/97 号、4 月 28 日付法律第 18/98 号、8 月 11 日付法律第 118/99 号、及び 8 月 31 日付法律第 142/99 号により変更）及び中絶（法律第 6/84 号）である。
- ・ 1987 年 7 月 7 日付軍役法（Lei do Serviço militar）（後に 8 月 5 日付法律第 89/88 号、6 月 19 日付法律第 22/91 号により変更）は、すべてのポルトガル市民の軍役義務を定めたが、女性市民は自発的な意思による場合を除いてこの義務を免れるとした。
- ・ 1991 年 女性の地位委員会（Comissão da Condição Feminina）に代わる「平等及び婦人の権利のための委員会（Comissão para a Igualdade e para os Direitos das Mulheres）」が設立された。
- ・ 1992 年 ポルトガル政府は ILO 国際協定第 89 項（1948 年）の破棄を宣言し、工業部門における夜間延長労働は妊娠期間以外の女性に許されるものとした。
- ・ 1995 年 3 月 15 日付統令第 48/95 号に基づき刑法が改訂された。（後に 6 月 14 日付修正宣言第 73-A/95 号にて修正、7 月 30 日付法律第 90/97 号にて変更）諸規定の中で、主に以下の罪に厳罰が処せられる、即ち、未成年者、障害者または配偶者に対する虐待、（第 152 条）同じく強姦（第 164 条）及び強制売春（第 170 号）に関してである。
同年 4 月 5 日付法律第 4/94 号を変更した 6 月 9 日付法律第 17/95 号（出産に関わる父親と母親の保護）は、90 日間の産休許可を 98 日へ延長した。
- ・ 1997 年 3 月 24 日付閣僚委員会決議（Resolução do Conselho de Ministros）第 49/97 号により、平等第 1 次総合計画（I Plano Global para a Igualdade）が政府によって認可された。
同年 7 月 30 日付法律第 90/97 号により、中絶が法的に認められる期間が延長された。
- ・ 1998 年 4 月 28 日付法律第 18/98 号は 4 月 5 日付法律第 4/84 号を改訂し、1999 年 12 月 31 日まで産休期間を 110 日とし、この日以降同期間を 120 日まで延長することを定めた。
- ・ 1999 年 2 月 9 日付閣僚委員会決議は家族総合政策計画(Plano para uma Política Gloval da Família) を認可。
同年 3 月、ポルトガル議会は、国会議員及び欧州議会議員の候補者に関し、両性の市民代表参加の平等機会を保障する政府提案に関し、これを議論し否決した。
同年 6 月 15 日付閣僚委員会決議第 55/99 号は家庭内暴力に対する国家計画を認可。
同年 8 月 3 日付法律第 107/99 号は暴力被害を受けている女性のための支援の家に関する公的機関網の綱領を定めた。これは当該機関の創設、設置、運営及び維持の保障を政府を通して国家に委託するものとした。
同年 8 月 11 日付法律第 120/99 号は、性教育分野において、並びに家族計画及び避妊法への接近を促進する諸規定を認可した。

上でみられる通り、女性の地位に関する権利の獲得及び保障に関しては、前項社会保障制度の沿革、並びに、社会保障制度と家族支援政策・家族政策の歴史的背景で述べた通り、1933年のサラザール憲法体制下、1974年の社会主義革命、1986年のEU加盟、1990年代におけるEUモデルへの接近が主要な局面となっていることが理解される。そこで理解されることは、ごく最近制度的な改良が着手されたばかりである点であり、制度面での保障システムの充実と促進の動きが、社会・文化的な側面との対応においてどの程度の定着性、或いは乖離をみせているかの実態を把握する必要性がある。

5-(2)-(2) 女性労働者の権利について

男女差別は、ポルトガル労働市場に参入されている様々な職業において顕著である。国家雇用計画 (PNE—Plano Nacional de Emprego) は、男女差別が認識されるリストを発行した。そこでは、女性が男性に比して比較的有利に活動しているのは、教育、繊維業、及び看護の分野に特出しており、他のすべての分野においては、職業の大部分が男性である。この状況を埋めるために、政府委員会は、2000年6月に、職業生活及び家族生活における男女の可能な平等な参画に関する決議を承認した。この決議は、男女の平等の原則を労働市場への参画における女性の不利益と家族生活における男性の参画条件の不利益埋め合わせることが不可欠であるとしている。これを実行するために、PNEは、女性を優先的に新しい職業またはサブチーフクラスのある職業分野へ、またチーフのポストへ女性をアクセスさせることを促進し、女性における企業活動における主導性を促進することとしている。他方、女性の職業教育の参加の増大を求め、目的として、2003年までには、PNEは、女性と男性の失業率の間の差を25%に縮小し、男女両性の平均収入の不均衡を縮小するととしている

(2-a) 出産に関わる母親と父親の保護

授乳期

<p>授乳期にある女性労働者は、授乳期間中、給与の損失を被ることなく、各1時間毎の授乳の機会を2度受益する権利がある。</p> <p>注：授乳期にある場合、母親または父親は、夫婦の同意により、授乳のための同権利期間及び子どもが1歳に至るまでこの労働免除期間の権利を有することができる。</p> <p>以下の場合女性は労働の免除の権利を失う。</p> <p>a) 授乳をやめた時 b) 授乳期において子どもが1歳に至った時</p> <p>女性労働者は授乳期であることを証明しなければならない。民間部門において、免除開始前10日間に医師の診断書を伴う宣誓書を提示しなければならない。公務員においては申告を所属部長に提示しなければならない。</p>	<p>法律では女性労働者に対して授乳のための労働免除の権利が与えられる。</p> <p>4月5日付法律第4/84号第14条、及び8月31日付法律142/99号による改訂</p> <p>授乳や養育のため労働免除の権利を拡大するという労働組合の取り決めも既に存在する。</p> <p>8月31日付法律142/99号によって改訂された4月5日付法律第14条第1～5項、及び12月</p>
---	--

授乳による労働の免除は、労働の欠如とみなされず、給与の損失やいかなる特権の損失をも招くことはない。	25 日付統令 332/95 号第 7 条によって改訂された 5 月 3 日付統令 136/85 号第 9 条
---	---

注意事項

- ①授乳養育や授乳児のために一日のうち労働免除権利を行使することにより女性労働者に精勤賞が払われないことは違法である。この場合、父親が授乳養育のため労働を免除する権利を行使した際も同様の制度が適応される。
- ②授乳のためフルタイムの労働をしなかった理由で、授乳のための労働免除権利を行使した労働者のその他の受益権利を差し引くことは、違法である。

出産前の検診

<p>妊娠した女性労働者は出産前の診察及び出産準備経過のため、必要且つ正当な時間と回数に基づく労働免除権利がある。</p> <p>妊娠の準備と経過期間に、一方の親は、妊娠の担当医により不可欠と判断された検査を受けることが保障される。</p> <p>一方、女性労働者は労働時間外の診察可能な担当医を確保しておく必要がある。</p> <p>診察または出産準備経過が労働時間に重なる時、雇用主組織は、診察または出産準備経過の実施及びこれがその時間以外に行われ得ないことの証明書または宣誓書の提出を要請することができる。</p> <p>出産前の診察または出産準備経過のための労働免除は、労働の欠如とみなされず、給与の損失やいかなる特権の損失をも招くことはない。</p>	<p>法律では妊娠した女性労働者に出産前の診察に行くための労働免除権利が与えられる。</p> <p>8 月 31 日付法律 142/99 号によって改訂された 4 月 5 日付法律第 4/84 号第 5 条第 3 項及び第 14 条、5 月 3 日付統令 136/85 号第 6 条及び統令 135/85 号第 8 条</p> <p>統令第 332/95 号第 6 条第 3 項</p> <p>8 月 31 日付法律第 142/99 号によって新たに起草された 4 月 5 日付法律第 4/84 号第 14 条</p>
--	---

注意事項

- ①出産前の診察や出産準備で、労働免除権利を行使することによって、女性労働者に精勤賞が払われないのは、違法である。また出産担当医により必要とされる出産に関する検査を受ける親についても同様である。
- ②一日の労働時間を満了しなかったという理由で、出産前の診察のための労働免除権利を行使した女性労働者のその他の受益権利を差し引くことは、違法である。

フレックスタイム

<p>公務員は男性も女性も以下の養育のためにフレックスタイム制を要請できる。</p> <p>a) 12歳未満で養育を必要とする子ども、養子</p> <p>b) 障害を持つ、及び以下のような養育を必要とする子ども、養子</p> <ul style="list-style-type: none"> *教育若しくは医療上、特殊な個人的配慮の必要がある。 *特殊な教育施設などに通う、または寄宿している。 *職業活動に従事する年齢に達しても、通常の生計を保障することが不可能な肉体的、運動機能的、肉体の器官、感覚的、知的能力の長期にわたる欠如が考えられる。 <p>フレックスタイム制は、業務の要請、労働者の要請及び上司との協定に基づく正常な業務の遂行を妨げない場合に付与される</p> <p>重要事項： フレックスタイム制を要請している労働者に対してフレックスタイム規定が適応されない場合、これらの労働者は見習い労働者のための法律の規定と同様の期間業務を免れる権利を有する。この業務の免除は連続的若しくは断続的に、週6時間まで享受可能である。</p>	<p>この法律は、男女労働者に関し、12歳未満の子どもまたは、障害者を伴うためのフレックスタイムまたはパートタイムの労働に従事する権利を付与する。</p> <p>8月31日付法律第142/99号により改訂された4月5日付法律第4/84号第19条、及び10月16日付統令第194/96号第20及び21条</p> <p>10月16日付統令第194/96号、第18、19、20、21及び23条、及び4月11日付統令第54/92号</p> <p>労働時間の短縮： ・障害児、また子どもが1歳になるまでの支援のため、公務員は週に5時間時間を短縮することができる権利を有する。</p> <p>・この権利の行使は、少なくとも10日前に所属部長に対して明示され、伝達されなければならない。</p> <p>・この時間短縮は、年齢とは関係なく配偶者の養子または子どもである障害者に関連して受益されるもので、この場合は、それらが時間短縮を要請する人々と共に居住し、且つ5月29日付統令第170/80号第5条での規定条件を併せ持っている場合である。</p> <p>12歳未満の子ども、養子または配偶者の子ども、または統令第170/80号第5条の規定条項に該当する24歳までの障害者を養育する必要のある公務員は、以下が可能である</p> <p>a) 業務時間とは独立してパートタイム規定の受益を要請する</p> <p>重要事項： 業務部署に届け出を行って20日経過後も返答がない場合、許可は決定したとみなされる。</p> <p>b) 10月16日付統令第194/96号第20条の規定に基づく、フレックスタイム制の要請</p>
---	---

養子縁組による労働時間の免除

<p>妊娠、出産、授乳期の女性労働者は、健康に対し、また労働上の安全及び授乳養育に対する害を事前に証明する医師の証明書に基づき、以下の権利を有する。</p> <p>a) 1日または週単位労働時間に関する期間の変動を考慮した養子縁組の原則に基づく組織時間</p> <p>b) 養子縁組のための労働規則は、父親または母親により、両者の同意に基づき、且つ、子どもの年齢が1歳に至るまでに提示された場合、授乳状況に関しても拡大される。</p> <p>注：如何なる場合でも、雇用組織は、医師の証明書が不十分と考えられる時は社会保障局による確認を要請することができる。</p>	<p>注：6月30日付法律第66/99号によって新たに導入された規定</p>
--	--

継続日給制度 (Jornada Continua) と残業

<p>労働者は、男性であれ女性であれ、継続日給制による労働の提供を以下のような養育のために要請できる。</p> <p>a) 12歳未満で養育を必要とする子ども、養子</p> <p>b) 障害を持つ、及び以下のような養育を必要とする子ども、養子</p> <ul style="list-style-type: none">* 教育若しくは医療上、特殊な個人的配慮の必要がある。* 特殊な教育施設などに通う、または寄宿している。* 職業活動に従事する年齢に達しても、通常の生計を保障することが不可能な肉体的、運動機能的、肉体の器官、感覚的、知的能力の長期にわたる欠如が考えられる。 <p>継続日給制に基づく労働の提供は、常に労働者の要請及び雇用組織による認可に基づく。</p> <p>労働者の労働の提供は、1日の連続した労働の遂行における継続日給制に基づくが、休憩及び</p>	<p>この法律は、労働者に対し、12歳未満の子どもまたは、障害者を伴うための継続日給制による労働給付を要請する権利を付与する。</p> <p>5月3日付統令第136/85号第24~26条</p>
--	---

<p>食事のための最大 30 分の休止期間は除かれる。この期間は休憩のための休止時間とみなされ、労働を提供している時間としてはカウントされない</p> <p>残業 妊娠した女性や 10 歳未満の子どもを有する女性は、残業時間に労働を提供する義務を負われない</p>	<p>2月12日統令第321/83号第3条</p>
--	---------------------------

扶養者親族の休暇 (Licença Parental) 及び子どもまたは養子を支援するための特別休暇

<p>親権のある父親または母親は、6歳以下の子どもまたは養子の支援のため、以下の権利を選択することができる。</p> <p>a) 3ヶ月間の扶養者親族の休暇</p> <p>b) 3ヶ月間、フルタイムの2分の1に等しい時間のパートタイム労働</p> <p>c) 扶養者親族の特別休暇及びパートタイム労働の時間で、休みの合計時間が3ヶ月の通常労働における休みに一致する</p> <p>注：前述の権利は連続した形、或いは断続した3ヶ月間まで受益することが可能であるが、他方の親の休暇期間との蓄積は認められない。</p> <p>特別休暇 扶養者親族の休暇権利を使い終えた後でも、父親、母親は子どもや養子を支援するため、継続して或いは断続的に2年を限度に特別休暇を受けることができる。</p> <p>第3子或いはそれ以上の子どもの出生に伴い、この特別休暇は3年を限度に延長可能である。</p> <p>特別休暇であれ、扶養者親族の休暇であれ、開始30日前に事前通知を必要とする。</p> <p>最重要事項 扶養者親族の休暇の規定の範囲内における、父親または母親の休暇に直ちに引き続いて父によって享受される最初の15日間の休暇は、母親の休暇に匹敵する規則における社会保障に基づいての受給である。</p>	<p>4月5日付法律第4/84号第17条。法律第142/99号で改訂</p> <p>注：養子も事実婚により出生した子どもも同等に扱われる</p> <p>4月5日付法律第4/84号第26条第2項で、8月31日付法律第142/99号により新たに起草された。</p> <p>労働組合の取り決めは、もし適切であればあらかじめ法律で規定された支援形態とは異なる特別休暇の事項を規則化することができる。</p> <p>(4月5日付法律第4/84号第17条、8月31日付法律第142/99号にて改訂)</p>
--	---

(2-b) 母親、父親、養父母への手当の概要

- ① 母親への手当
- ② 父親への手当
- ③ 出産に関わる両親の休暇の手当
- ④ 養父母への手当
- ⑤ 未成年または障害を持つ子孫の病気の場合の手当
- ⑥ 強度障害者及び慢性病患者の場合の手当
- ⑦ 特殊な危険を伴う場合の手当
- ⑧ 祖父母が特別に不自由な場合の手当

受益権利の一般条件

- ・ 妊娠、母親、父親、養子のため、労働が不可または不能の場合、また、子どもの援助、受益者または夫婦の子ども及び未成年または障害を持つ養子の病気の場合の援助、強度障害者及び慢性病患者及び孫の出生の場合の援助
- ・ 給与登記簿に基づき、手当を決定した事実日から（仕事に支障をきたした第一日目）、継続もしくは合計で6ヶ月間の保障

保証期間の満了に関しては、給与登記簿に登録された期間がみなされ、いかなる国内規定或は外国規定であれ、母親の保護を保障する強制登記に関する一般規定に基づいて合算されることはない

手当の計算

一般受益者に対する手当の計算は、以下のような $R/180$ の定義によって算出される基本給によって行われる

$$R = \text{仕事に支障をきたすようになる2ヶ月前の6ヶ月間の最新の登記された給与の合計} \\ 180 = 6\text{ヶ月} \times 30\text{日}$$

出産またはこれに類する休暇の補助金の額面を考慮する

① 母親への手当

受益特別条件：

母親の理由により受益者の労働に支障をきたす場合

権利を有する期間：

連続する120日間及び6週間の強制最少期間